

平成25年門真市教育委員会第6回定例会

開催日時 平成25年6月28日（金） 午後2時

開催場所 市役所本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第4号 臨時代理による事務処理の承認について
(旧門真市立運動広場敷地の変更について) |
| 日程第4 | 議案第17号 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正
について |
| 日程第5 | 議案第18号 門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部
改正について |
| 日程第6 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

出席委員

委員 長	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育 長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	寺西 照之
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚

学校教育部学校教育課参事

兼教育センター長

岩佐 美奈子

生涯学習部地域教育文化課長

脊戸 隆

生涯学習部スポーツ振興課長

丹路 保浩

図書館長

秋月 康宏

長澤委員長

開会宣告

午後 1 時58分

日程第 1

会議録署名委員の指名

長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(旧門真市立運動広場敷地の変更について)

臨時代理による事務処理の承認について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。

議案書 1 ページから 3 ページをご覧ください。

本件は、平成24年11月30日に廃止いたしました市立運動広場敷地の一部1,961㎡につきまして、門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき社会体育施設用地から北島地区土地区画整理事業用地として、都市建設部まちづくり課に平成25年6月12日付で財産の変更をしたところであります。

[全委員異議なく、承認]

議案第17号 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

議案書 4 ページからでございます。

今回の改正につきましては、特別支援教育就学奨励費負担金等の支給対象者が見直されたことに伴い、特別支援教育の充実を図るため、一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、5 ページから 6 ページにございます。

小学校又は中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒についても、新たに特別支援教育就学奨励費負担金等の支給対象に加えるものでございます。

なお、学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かは教育委員会の判断でございます。経費、支給割合においても、特別支援学級における取扱いと同様でございます。

なお、この規則は、公布の日から施行し、この規則の改正後の門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の規定は、平成25年度分の特別支援教育就学奨励費から適用し、平成24年度分の特別支援教育就学奨励費については、なお従前の例によるものでございます。

磯和委員： 改正前は特別支援学級に入級しているものということで客観的な条文だったが、改正後の条文に記載されている学校教育法施行令第22条の3を見ると、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者とある程度定義がある。例えば視覚障害であると、両眼の視力がおおむね〇・三未満のものとあり、それぞれ専門医師の診断書を提出してもらい、それを教育委員会が判断することになるが、何か具体的な手続、手順を考えているのか。

寺西学校教育課長： 保護者、校長、担任、指導員を交えた面談を行い、通級に関する申請書を提出してもらい、教育委員会で決定していく考えです。

磯和委員： 特に市が面談等を行う必要はないのか。

寺西学校教育課長： 個別のケースにもよりますが、今のところは考えておりません。

長澤委員長： もし保護者がこの改正のことを知った場合、奨励費をもらうために敢えて申請をすることも考えられるので、そのようなことが起こらないように厳格な審査をお願いする。

磯和委員： 病弱者の定義として、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものとあるが、例えばペースメーカーをつけている子どもの場合はそのイメージが湧きにくい。ペースメーカーをつけていても普段の生活はほとんど問題ないが、運動等はできない。何かの拍子にペースメーカーの調子がおかしくなった時に意識がなくなることは、心臓が良くない子どもにはよくある。それを病弱者に入れるかどうか。申請する側にとってもそれを積極的に申請するかどうかは判断が難しい。文言そのものが少し曖昧なので、線引きを明らかにしたほうがいいのではないか。

藤井学校教育部長： 心臓の場合は心臓検診委員会というものがあり、それぞれの病状に応じて運動制限の明確な基準があります。その方々はその基準においては通常学級在籍になります。通常学級での生活が困難な場合は、支援学級在籍となることもあります。小学校3校、中学校2校において通級指導に通う子どもについては、従来は援助の対象ではありませんでした。今回から通級学級在籍児童が対象者になることで、委員長からご指摘のあった問題があります。基準をどうするかについては、巡回相談チームの通級担当者が、校長とともに保護者と面談し、その結果をもとに教育委員会が決定しております。ただ明確な基準があるわけではなく、保護者の要望があれば申請が受理される傾向もありますので、ご指摘の点については課題として取り組みたいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第18号 門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について

門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

議案書 7 ページからでございます。

今回の改正につきましては、私立幼稚園就園奨励に係る幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 3 条第 3 項に定める補助区分の変更及び補助限度額が引き上げられたことに伴い、私立幼稚園就園奨励の充実を図るため、一部改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、8 ページから11ページにございます。

税法上の子どもの扶養人数により補助基準額を変動させ、補助金額を旧別表の下線部から新別表の下線部に改めるものであります。

なお、この規則は、公布の日から施行し、この規則の改正後の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則別表の規定は、平成25年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成24年度分の門真市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例によるものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 平成25年度図書館フェアについて

平成25年度図書館フェアについて、秋月図書館長が次のように説明した。

諸報告資料の 1 ページをご覧ください。

本事業は、「本のリサイクル市」と子ども向けにお話の会を

同時に開催し、市民のお楽しみ会的なおまつりとして拡大させたものを4年前より実施いたしております。

「本のリサイクル市」は「門真市立図書館除籍図書等の無償譲渡に関する取扱要綱」に基づき、図書館において除籍された図書、雑誌等で利用可能なものを、門真市内の団体、個人等に無償譲渡し、市民の読書活動の推進に資するとともに、リサイクル意識の向上を図ろうとするものです。

譲渡対象図書につきましては、年限廃棄図書や汚損廃棄図書として4,565冊、寄贈図書1,927冊、合計6,492冊を準備致しました。その内訳は、一般書4,507冊、児童書519冊、雑誌1,466冊です。

リサイクル市実施の結果、2日間で3,624冊を499人の市民の方々に譲渡いたしました。

また、25日午前中、おはなしの会「どんぐりんのラブリーシアター」を実施し、エプロンシアター、パネルシアター、人形劇などを行い、家族連れなどで、53名の参加がありました。

今年は、天候に恵まれ、門真市イメージキャラクター「ガラスケ」を登場させる等したことから、「リサイクル市」の利用は昨年を489冊上回り、おはなしの会も盛況でした。

市民の図書館フェアとして盛り上がりが見られ、定着してきたものと感じられました。

長澤委員長 閉会宣言 午後2時18分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均